

## 一般社団法人日本畜産副産物協会役員候補者の公募について

平成31年4月17日  
一般社団法人日本畜産副産物協会

このたび、当協会は以下の通り役員候補者の公募を行います。

### 1. 公募を実施する法人

一般社団法人日本畜産副産物協会

### 2. 公募する役員候補者の役職

専務理事（常勤）候補者 1名

### 3. 任期

第21回定時総会終結時（令和元年6月）～第23回定時総会終結時（令和3年6月）

### 4. 職務内容

別紙職務内容のとおり

### 5. 選考方法

- (1) 当協会に設置する選考委員会において候補者を選考します。
- (2) 同委員会は、必要に応じて面接を行うことがあります。
- (3) 役員候補者として選考された者について、
  - ①選考委員会が理事会に常勤役員候補を推薦
  - ②理事会で理事候補として承認
  - ③通常総会で理事として選任
  - ④総会中の理事会において専務理事（業務執行理事）として選定され、就任していただきます。

### 6. 応募方法

#### (1) 公募期間

平成31年4月17日～令和元年5月7日

#### (2) 応募資格等

別紙の3のとおり

#### (3) 応募書類

- ①JIS規格の履歴書用紙に、学歴、職歴、資格及び連絡先等を記入し、最近

3ヶ月以内に正面撮影した写真を貼付して下さい。

②応募動機及び自己アピールをA4版用紙に横書き2,000字程度に簡潔に記載して下さい。

#### 7. 応募書類の提出先

(1) 〒101-0032 東京都千代田区岩本町2-1-3 和光ビル3階

一般社団法人日本畜産副産物協会 採用担当あて

(2) 封筒に「応募書類在中」と朱書きのうえ、書留便により公募期間内に到着する様にお送りください。

#### 8. その他

(1) 応募書類は返却しません。

(2) 応募に係る費用は全額応募者負担とします。

(3) 提出された応募書類に記載された個人情報は、選考以外には使用しません。

#### 9. 問い合わせ先

一般社団法人日本畜産副産物協会 総務課（担当：米澤）

①電話：03-5846-9713

②電子メール：yonezawa@jlba.or.jp

## 別紙

### 一般社団法人日本畜産副産物協会の概要及び専務理事の職務内容

#### 1. 法人の概要

- (1) 法人名：一般社団法人日本畜産副産物協会
- (2) 所在地：東京都千代田区岩本町2-1-3 和光ビル3階
- (3) 設立年月日：
  - ①昭和53年10月11日社団法人日本畜産副生物協会(農林水産省認可)
  - ②平成11年6月11日社団法人日本畜産副産物協会に名称変更
  - ③平成25年4月1日一般社団法人日本畜産副産物協会へ移行(内閣府認可)
- (4) 設立目的：畜産副産物の流通の近代化、生産の合理化及び消費の拡大等を促進し、もって国民生活及び畜産の発展に寄与するとともに、会員及びその組合員等に共通する利益を確保するため、自主的な経済活動を促進し、かつ、その経済的地位の向上を図ること。
- (5) 主な事業
  - ①畜産副産物等の取引規格の設定、規格取引の推進、取引方法の近代化その他流通の改善に関する事業
  - ②畜産副産物等の利活用及びと畜場等の環境改善に関する事業
  - ③畜産副産物等の生産、流通及び消費に関する調査、研究及び広報に関する事業
  - ④畜産副産物等の加工技術に関する調査、研究及び広報に関する事業
  - ⑤その他この法人の目的を達成するために必要な事業

#### 2. 職務内容

専務理事は、当協会における唯一の常勤役員として一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下、法人法という。)及び定款等の規定に基づき、

- (1) 会長及び副会長を補佐し、会長及び副会長に事故があるときはその業務を代理し、会長及び副会長が欠けたときはその業務を行う。
- (2) 法人法第91条第1項第2号の業務執行理事として、高度な見識と知見に基づき、当協会の重要な経営事項の意志決定に参画するとともに、協会の業務を適正、かつ、円滑に遂行する。
- (3) 専務理事は法人法上の代表理事である会長とともに、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告する。

#### 3. 望ましい資格、経験等

- (1) 農林水産業とりわけ当協会の業務と関連の深い畜産業に関する十分な知見と経験を有していること。
- (2) 協会の事業である畜産関連の事業及び中小企業の経営改善の事業等の推進に当たり、協会事務局の業務を統括し、指導的役割を果たすことができること。
- (3) 関係省庁、独立行政法人、地方自治体、畜産関係団体及び消費者県警団体等との折衝、調整さらにはマスコミ対応等が適切にできる十分な能力と経験を有していること。
- (4) 心身共に健康であること。
- (5) 法人法第65条に規定する「役員になることができない者」に該当しないこと。

#### 4. 勤務条件等

- (1) 勤務形態：常勤
- (2) 勤務場所：法人所在地
- (3) 勤務時間：役員であることから、特段の定めはないが、常勤職員と同様に毎週月曜から金曜までの、9時30分から17時30分までを原則とする。
- (4) 報酬：当協会が定める役員報酬規程による。
- (5) 福利厚生：健康保険、厚生年金に加入。健康診断(年1回)
- (6) その他：当協会の規程等に定めるところによる。